

第 6 3 号議案

損害賠償の額を定め、和解することについて

次のとおり道路上の事故による損害賠償の額を定め、和解することについて議決を求める。

1 相手方 市外に在住の男性

2 事故の概要

令和 4 年 7 月 1 日午後 7 時 5 0 分頃、市道第 5 3 9 2 号線と市道第 8 号線との交差点において、相手方所有の車両が通行しようとした際に道路を横断している側溝の鉄製の蓋が跳ね上がり、燃料タンク等車両の下回りを破損させたものである。

3 損害賠償額及び和解条項

(1) 損害賠償額

金 5 4 3 , 5 7 2 円

(2) 相手方は、市に対し、本件に関する事故について、上記金額の支払以外は、いかなる損害賠償も請求しない。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

道路上の事故による損害賠償の額を定め、和解したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、この案を提出するものである。